

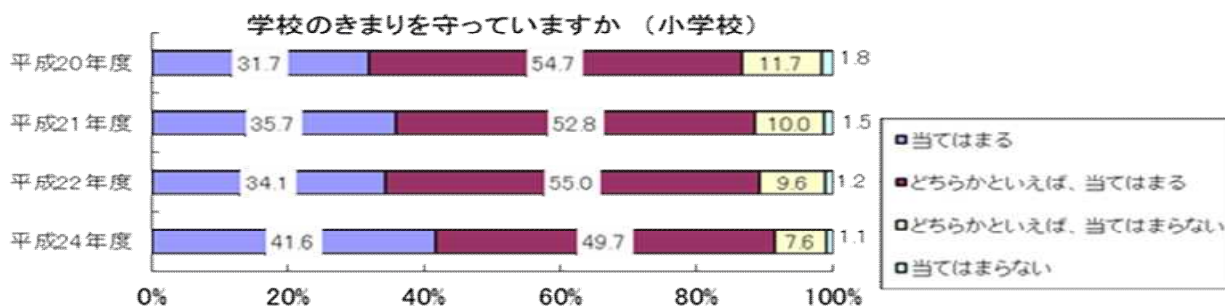
# 平成24年度実施施策に係る事後評価書

(文部科学省 24-2-2)

施策目標	豊かな心の育成
施策の概要	<p>他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子供たちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。</p> <p>また、学校における暴力行為・いじめ等の問題行動及び不登校を解決するため、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を進めるとともに、教育相談等を必要とする児童生徒が適切な教育相談を受けることができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を通じた教育相談体制の整備を支援することにより、問題の解決を図る。</p>

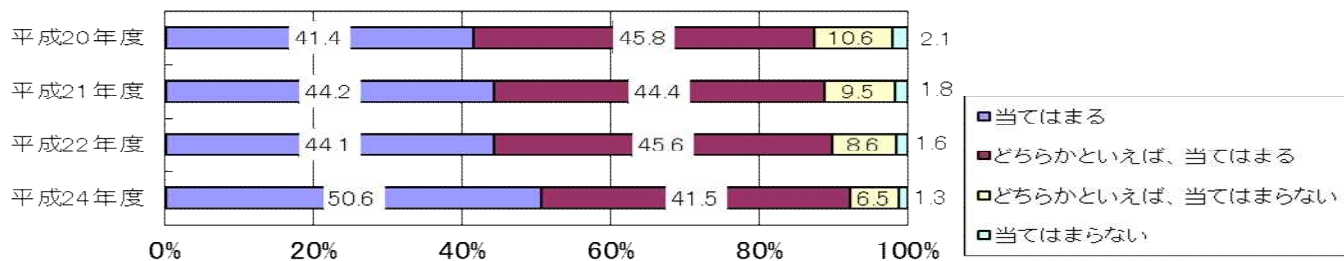
達成目標 1	学習指導要領の趣旨を踏まえた道徳教育を推進することにより、他人を思いやる心や生命を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心など児童生徒の豊かな心を育む。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
①学校のきまりを守っている児童生徒の割合(%)	小 86.2% 中 85.3%	小 86.4% 中 87.2%	小 88.5% 中 88.6%	小 89.1% 中 89.7%	— (震災の影響により、調査実施を見送り)	小 91.3% 中 92.1%	小 92%以上 中 92%以上
年度ごとの目標値	—						—
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	毎調査年度
②小・中学校の道徳の時間	小 36.1 時間 中 35.0 時間	—	—	—	小 35.7 時間 中 35.1 時間	—	35 時間以上
年度ごとの目標値	—						—

【成果指標① 学校のきまりを守っている児童生徒の割合】



(出典：「全国学力・学習状況調査」(作成：文部科学省))

### 学校の規則を守っていますか（中学校）



（出典：「全国学力・学習状況調査」（作成：文部科学省））

### 達成目標 1 の評価結果

#### （評価結果）

道徳教育総合支援事業においては、外部講師派遣や保護者・地域との連携など特色ある道徳教育への支援、地域教材の作成や国作成教材の活用など道徳教材活用への支援等をおこなっている。平成 23 年度には 46 であった採択自治体数が 24 年度には 53 に増加するなど、事業範囲が拡大した。

こうした事業を通じ、道徳教育の充実が図られることによって、道徳の時間の標準授業時数（35 単位時間（小学校 1 年は 34 単位時間））が確保されるなど、量的な取組は目標を達成している。そうした取組の成果として、「学校のきまりを守っている児童生徒の割合」が徐々に増加するなど児童生徒の規範意識の醸成に寄与しているものと考えられる。

#### （課題）

しかしながら、道徳の時間のどのような取組が規範意識などの豊かな心を育むのに効果があるのかなど道徳教育の効果的な取組を把握して、有効な指導方法や工夫を広く普及し、道徳教育の量とともに質の充実を一層図っていく必要がある。

### これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
道徳教育総合支援事業	1313,995	831,305	道徳教育の質を高めていくため、次の事業を実施し、自治体等における多様な取組について必要な支援を行うことにより、学校・地域の創意工夫を生かした取組を促進 ・道徳教育総合支援事業（外部講師派遣や保護者・地域との連携など特色ある道徳教育への支援、地域教材の作成や国作成教材の活用など道徳教材活用への支援等を実施）	①、②	0059	初等中等教育局 教育課程課
学習指導要領等の編集改訂等【2-1の再掲】	74,376	64,155	平成 20 年 3 月に改訂した小・中学校の新学習指導要領について、すべての学校での円滑な実施を図るため、その趣旨・内容を徹底するとともに、平成 21 年度からの移行期間中に学校現場での実践を通して明らかになった教育課程編成上の課題の解消や優れた実践の共有等を図るとともに、平成 21 年 3 月に改訂した高等学校新学習指導要領についても、改訂の趣旨や内容の周知等を図る。	②	0040	初等中等教育局 教育課程課

### 達成目標 2

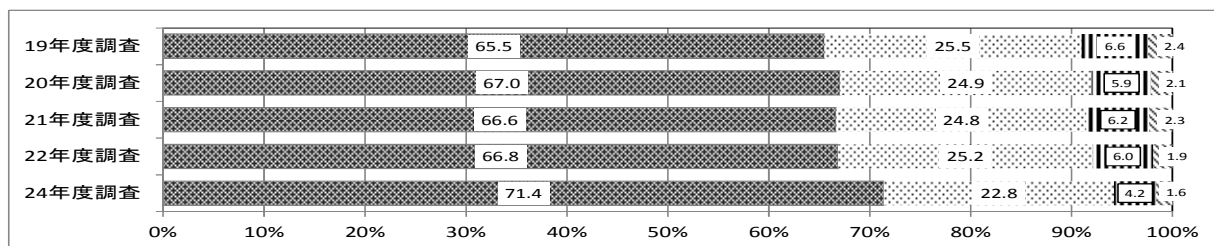
児童生徒の豊かな人間性や社会性、感性や情操、人権尊重の意識を育むため、小学校における一週間程度の宿泊自然体験活動等をはじめとした学校における体験活動や、人権感覚を身に付ける教育が充実される。

成果指標 (アウトカム)	基準値		実績値				目標値
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
① 「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」という質問に「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した児童生徒の割合(%)	小 91.0% 中 91.7%	小 91.9% 中 92.6%	小 93.4% 中 91.9%	小 92.0% 中 92.7%	— (震災の影響により、調査実施を見送り)	小 94.2% 中 95.0%	対前年度比維持 又は増  注：24年度の目標値については対前回調査比

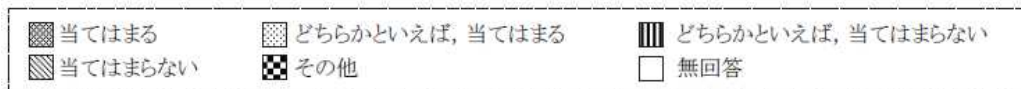
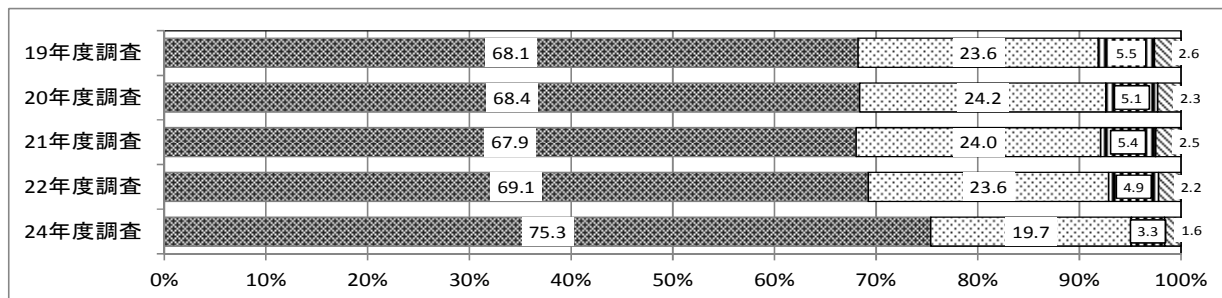
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
② 「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」という質問に「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した児童生徒の割合(%)	小 94.7% 中 87.6%	小 94.7% 中 89.3%	小 94.9% 中 90.2%	小 95.0% 中 90.8%	— (震災の影響により、調査実施を見送り)	小 95.4% 中 92.7%	対前年度比維持 又は増  注：24年度の目標値については対前回調査比
年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
③ 人権教育に関する施策の推進方針や推進計画を策定している都道府県教育委員会の割合(%)	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
	83.0%	83.0%	—	85.1%	85.1%	(集計中)	90.0%
年度ごとの目標		—	—	—	—	—	

【成果指標①「人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか」という質問に「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した児童生徒の割合】

小学校 6年生 (質問：人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか)



中学校 3年生 (質問：人の気持ちが分かる人間になりたいと思いますか)



(出典：「平成 24 年度全国学力・学習状況調査報告書」(作成：文部科学省))

### 達成目標 2 の評価結果

(評価結果)

基本的な人権の尊重の精神を高め、一人一人を大切に教育を推進する観点から、人権教育開発事業を実施し、学校、家庭、地域社会が一体となった総合的な取組や、学校における人権教育の指導方法の改善充実について実践的な研究を行うとともに、学校における人権教育に関する指導方法等の在り方等について調査研究を行い、その成果を普及した。人権教育に関する施策の推進方針や推進計画を策定している都道府県教育委員会の割合は徐々に増加傾向にあり、人権教育の充実を図る環境の整備に寄与していると評価できる。

また、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援してきたところ。

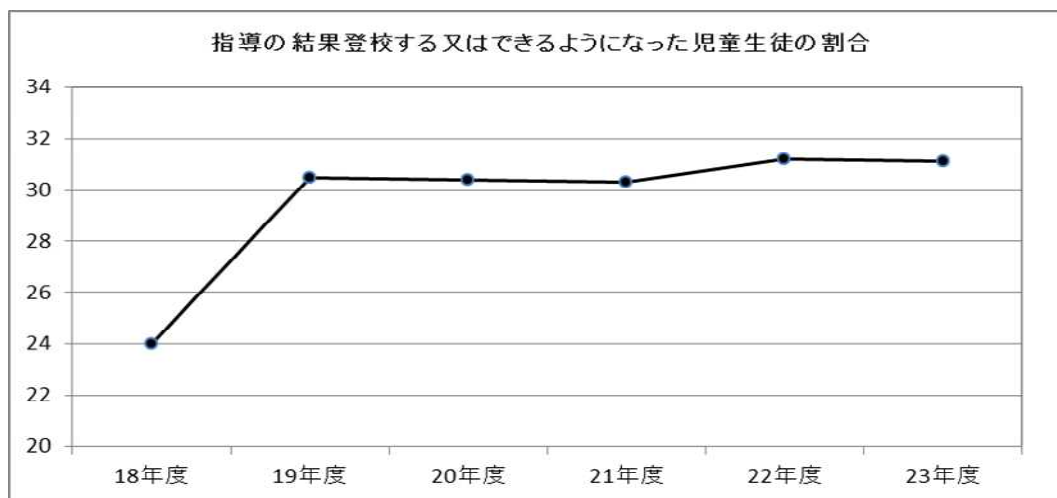
こうした施策が児童生徒の豊かな心の育成に寄与し、「人の気持ちが分かる人間になりたい」、「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思う児童生徒の割合の増加をもたらしていると考えられる。

(課題)						
体験活動の推進を支援する取組について、平成 24 年度は自然宿泊体験活動に限定した事業を実施したが、児童生徒の健全育成を目的として、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動や交流に関わる体験活動(異なる地域の人々との交流、異学年・異年齢との交流、高齢者との世代間の交流)なども推進するための取組を実施する必要がある。						
これまでに実施している主な達成手段						
事業名	24 年度 補正後予算 額 (千円)	25 年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
人権教育開発事業	84.551	76.332	学校における人権教育に関する指導方法等の在り方等について調査研究を行うとともに、学校、家庭、地域社会が一体となった取組や学校における指導方法の改善充実について、各都道府県・指定都市教育委員会等に委託して実践的な研究を行う。	①、③	0059	初等中等教育局 児童生徒課
豊かな体験活動推進事業【「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(1-3)の再掲】	8,516,196の内 数	※	児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援する。(※当該事業は、平成 25 年度よりいじめ対策等総合推進事業へ)	①、②	0012	初等中等教育局 児童生徒課
いじめ対策等総合推進事業【再掲】	—	4,764,261	いじめ問題等の対応への支援体制の構築、未然防止、早期発見・早期対応等に総合的に取り組む。	①、②	0012	初等中等教育局 児童生徒課
地域キャリア教育支援協議会設置促進事業	—	43,313	都道府県等の地域ごとに学校におけるキャリア教育の支援を行う協議会の設置を促進することにより、企業等による出前授業等の教育活動支援の促進や、職場体験・インターンシップ受入れ先の開拓・マッチング等の支援を促進し、キャリア教育の更なる推進を図る。	達成 目標 2	0013	初等中等教育局 児童生徒課

達成目標 3	いじめや暴力行為、不登校などの児童生徒の問題行動等に対し、学校、教育委員会等において適切な生徒指導が行われる体制が構築される。						
成果指標 (アウトカム)	基準値	実績値					目標値
	18 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	24 年度
① いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合	80.9%	79.8%	79.5%	79.0%	80.2%	(調査中)	90.0%
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
② 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合	14.5%	11.9%	11.2%	12.0%	11.8%	(調査中)	30.0%
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	—	/
③ 不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合	24%	30.4%	30.3%	31.2%	31.1%	(調査中)	40.0%
年度ごとの目標	/	—	—	—	—	—	/
④ 不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導等を受けた児童生徒の割合	58%	67.1%	66.7%	65.5%	68.6%	(調査中)	70.0%

年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
----------	--	---	---	---	---	---	--

【成果指標③ 不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合】



(出典：「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(作成：文部科学省))

### 達成目標3の評価結果

#### (評価結果)

大津市の事案等を受け、児童生徒への不安が広がっていることを懸念し、いじめの実態把握に関する緊急調査を実施し、その結果を踏まえた取組の徹底等について、通知や各種会議における行政説明において要請した。また、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案等に関し、警察への相談・通報等についての考え方を示し、連携協力を促進する通知を発出するなど、適切な生徒指導が行われるよう指導しているところ。

あわせて児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーおよび児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を支援し、平成24年度においてはスクールカウンセラーを公立小中学校約2万校に、スクールソーシャルワーカーを全国で1,113人配置する等、教育相談体制の整備を着実に推進している。

こうした施策を通じ、適切な生徒指導が行われる体制の整備が進められており、「いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合」や「不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導等を受けた児童生徒の割合」の状況について一定の改善が期待される。

#### (課題)

24年度の状況については調査中であるものの、「学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合」、「不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合」については、数値が横ばいとなっていることが見受けられる。

そのため、適切な生徒指導が行われる体制を構築するため、引き続きスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーの配置等教育相談体制の整備充実や、調査研究を通じた生徒指導に関する知見の蓄積を図っていくとともに、教職員の人権感覚を涵養し、いじめの未然防止のため児童生徒が発するサインに対する感性を高め、いじめを早期に発見し適切に対応できる能力を向上するため、いじめの問題に関する教職員への研修等の充実を図る必要がある。

### これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算 額(千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
生徒指導に関する調査研究	18,140	22,648	①児童生徒の問題行動等に関する事例の分析や効果的な対応の在り方等についての総合的調査研究、②児童生徒の自殺予防の在り方に関する調査研究、③不登校に関する調査研究等を実施する。	①～ ④	0058	初等中等教育局 児童生徒課
スクールカウンセラー等活用事業 【「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(1-3)の再掲】	8,516,196の内 数	※	児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」や児童が気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。(※当該事業は、平成25年度よりいじめ対策等総合推進事業へ)	①～ ④	0012	初等中等教育局 児童生徒課
スクールソーシャルワーカー活用事業【「学校・家庭・地域の連携協力推	8,516,196の内 数	※	児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。(※当該事業は、平成25年度よりいじめ対策等総	①～ ④	0012	初等中等教育局 児童生徒課

進事業】(1-3)の再掲】			合推進事業へ)			
生徒指導・進路指導総合推進事業	226,686	廃止	暴力行為、いじめ、不登校、自殺、進路指導など生徒指導・進路指導の様々な課題の対応策について調査研究し、各対応策を試行的に実践し、その有用性を検証、改善した上で全国に成果の普及を図るなどの取組を行う。(※当該事業は、平成25年度よりいじめ対策等総合推進事業へ)	①～④	0012	初等中等教育局 児童生徒課
いじめ対策等総合推進事業【再掲】	—	4,764,261	いじめ問題等の対応への支援体制の構築、未然防止、早期発見・早期対応等に総合的に取り組む。	①～④	0012	初等中等教育局 児童生徒課
生徒指導・進路指導研究センター	58,269	53,830	生徒指導及び進路指導に関する政策の企画・立案に資するため、生徒指導・進路指導にかかる基礎研究、理論研究、実践研究を行い、その調査分析結果を教育委員会、学校現場に還元し、生徒指導・進路指導の充実を図る。	①～④	0063	国立教育政策研究所

達成目標4	東日本大震災により被災した幼児児童生徒等に対する心のケアの必要性に即した適切な対応が行われる。						
活動指標 (アウトプット)	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
① 東日本大震災で被災した県からのスクールカウンセラーの派遣に関する要望(年度間)に対する対応率	100%	—	—	—	100%	100%	100%
年度ごとの目標値		—	—	—	100%	100%	
② 東日本大震災で被災した県からのスクールソーシャルワーカーの派遣に関する要望(年度間)に対する対応率	100%	—	—	—	100%	100%	100%
年度ごとの目標値		—	—	—	100%	100%	
③ 義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配(義護教諭を含む)について、各都道府県の要望に対する措置率	100%	—	—	—	100%	100%	100%
年度ごとの目標		—	—	—	100%	100%	
達成目標4の評価結果							
<p>(評価結果)</p> <p>東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、平成24年度においては、被災地の要望を踏まえ、岩手県、宮城県、福島県に対して、全国から193名(延べ4,114名)のスクールカウンセラー等を派遣したが、東日本大震災で被災した県からの要望(年度間)に対する対応率が100%となっており、着実な支援を行うことができた。</p> <p>また、被災県等からの要望を踏まえ、学習に遅れのある子供への学習支援や心のケアのための特別な指導等のため、平成23年度(計1,080名(義務教育諸学校:986名、高等学校:94名))に引き続き、平成24年度には計1,031名(義務教育諸学校:970名、高等学校:61名)の教職員定数の加配措置を実施したが、これについて、各都道府県からの要望に対する措置率は100%となっており、着実な支援を行うことができた。</p>							

(課題)

被災県等からは継続的な対応の要望があることから、引き続き、被災地の具体的なニーズも踏まえつつ、被災した幼児児童生徒等に対して、切れ目のない心のケア等必要な支援を行っていく必要がある。

これまでに実施している主な達成手段

事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額(千 円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番号	担当課
スクールカウンセラーの緊急派遣(復興関連事業)	4,702,181(復興特会(復興庁))	3,913,387(復興特会(復興庁))	東日本大震災により被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等の緊急派遣に係る経費を措置する。	①、②	029	初等中等教育局 児童生徒課、復興庁
東日本大震災にかかる教育復興支援加配定数(東日本大震災復興特別会計)	2,164,000(復興特会(復興庁))	2,075,000(復興特会(復興庁))	東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援を充実させるため、教職員定数の加配措置を実施する。	③	0124	初等中等教育局 財務課、復興庁

(参考) 関連する独立行政法人の事業 (※必要に応じて関連する達成目標に入れても良い)

独立行政法人の事業名	24年度 補正後予算額 (千円)	25年度 当初予算額 (千円)	事業概要	関連 する 指標	行政事業 レビュー シート番 号	担当課
—	—	—	—	—	—	—

施策目標に関する評価結果

【必要性等】

(必要性の観点)

○道徳教育について

我が国の児童生徒については、生命尊重の精神や自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立、人間関係を形成する力の低下など、心の活力が弱まっているとの指摘がなされている。道徳教育は、規範意識や社会性、思いやりの心などの豊かな人間性を育み、一人一人が自分に自信を持って、また、社会の責任ある構成者として、幸福に生きる基盤を作る上で不可欠のものであり、一層の充実が求められている。

○いじめ等問題行動等への対応について

平成 23 年度の調査において、全国の国公私立の小中高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約 7 万件、不登校児童生徒数は約 12 万人にのぼるなど、児童生徒の問題行動等は教育上の大きな課題となっており、早期発見・早期対応に向けた教育相談体制の整備や、関係機関との連携等、生徒指導上の諸問題に対応するための取組を進めることが必要とされている。

特に、平成 24 年度は、いじめの問題を背景に子供が自らその命を絶つという事案をきっかけに、いじめの問題が大きな社会問題となったこともあり、施策の一層の推進が求められている。

また、学校における体験活動の充実については、平成 20 年 3 月に告示された学習指導要領において、教育内容の主な改善事項の 1 つとして掲げられており、子供たちの発達段階に応じ、集団宿泊活動や自然体験活動、職場体験活動を重点的に推進することとしており、国として体験活動の推進を図っていく必要がある。加えて、教育振興基本計画において、「いじめや暴力行為等を未然に防止するため、道徳教育・人権教育・体験活動等の推進などの取組を促進する」とされているように、様々な体験活動を通じて児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組を推進することが必要である。

○人権教育について

人権教育については、平成 12 年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が成立、平成 14 年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されているが、人権の意義・内容等について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる児童生徒を育てるための学校教育における人権教育の推進を図っていく必要がある。

○被災した幼児児童生徒等に対する心のケアについて

教育振興基本計画において、「東日本大震災により被災した児童生徒等に対する学習支援や心のケアについて、子供たちの実態に応じて、教職員定数の追加配置や切れ目ないスクールカウンセラー等の派遣を引き続き行う」とあるように、被災した幼児児童生徒等に対する心のケアは急務であり、被災地の自治体等からも、緊急スクールカウンセラー等派遣事業について平成 25 年度以降についても引き続き支援を要望されている。

また、東日本大震災により被災した子供について教育機会を確保することも喫緊の課題であり、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対し緊急的な就学支援等を実施するとともに、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援を実施するため、教職員定数の加配措置を実施する必要がある。

(有効性の観点)：

#### ○道徳教育について

いじめ問題に抜本的に対処していく上でも道徳教育が不可欠であることなどその重要性を様々な機会でも周知した結果、事業採択自治体数が拡大するなど、各地域における取組が着実に進んでいるものと考えられる。

#### ○いじめ等問題行動への対応について

文部科学省が毎年行っている調査(「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」)によると、不登校児童生徒に特に効果があった学校の措置として、「スクールカウンセラー等が専門的に指導にあたった」と回答した学校が、学校内での指導の改善工夫中、最も多い(公立中学校：平成23年度)。また、「不登校児童生徒が相談、指導、治療を受けた機関等」としては、スクールカウンセラーが小中学校ともに最も多い状況であり、引き続き、スクールカウンセラー配置拡充が求められている。また、スクールソーシャルワーカーの配置拡充に伴い、対象となった児童生徒が、21年度18,545名に対し、24年度32,373名(速報値)と増加しているほか、関係機関とのケース会議教や連携した関係機関数なども増加するなど、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の置かれた環境に働き掛け、家庭・学校・関係機関をつなぎ、問題の解決に向けて支援する専門家として有効に活用されている。

さらに、体験活動の実施により、児童生徒が集団生活や自然の中での体験活動に挑戦し、自然に対する感性を育まれ、協力する気持ち・感謝する心が育ったという事例も報告されており、体験活動の充実により、いじめや暴力行為等を未然に防止する効果が期待できる。

#### ○人権教育について

人権教育に関する施策の推進方針や推進計画を策定している都道府県教育委員会の割合が増加傾向にあるなど、人権教育開発事業の実施が、学校における人権教育の充実にも寄与していると考えられる。

#### ○被災した幼児児童生徒等に対する心のケアについて

緊急スクールカウンセラー等派遣事業については、全国から平成23年度(878名(延べ2,277名))に引き続き、平成24年度には211名(延べ4,746名)のスクールカウンセラー等が被災地に派遣された。各都道府県の要望に対する措置率は100%となっており、地方のニーズに応じた対応をとることができた。

東日本大震災にかかる心のケアや学習支援等のための教職員の加配措置については、平成23年度(計1,080名(義務教育諸学校：986名、高等学校：94名))に引き続き、平成24年度には計1,031名(義務教育諸学校：970名、高等学校：61名)の教職員定数の加配措置を実施したが、各都道府県の要望に対する措置率は100%となっており、地方のニーズに応じた対応をとることができた。

(効率性の観点)：

予算・人員に限りがある中、それぞれの施策において効率的な運用に努め、成果を出すことができている、たとえば、緊急スクールカウンセラー等派遣事業においては、募集から契約まで、企画競争にて適切な事務処理を行っている。また、被災地等の要望を踏まえ、負担軽減を図る観点から全額国庫負担としているほか、委託対象を拡げるなど被災地の幅広いニーズに応えられる仕組みとし、1件当たりコストの削減にも努めている。本事業の経費は、大半がスクールカウンセラーの配置にかかる経費であり、それ以外では研修会実施に必要な会場代や資料代等真に必要なものに限定されており、効率的に実施されていると言える。

#### 【今後の課題】

道徳教育については、教育再生実行会議第一次提言において、道徳教育を新たな枠組みにより教科化することなど道徳教育の重要性が提言されたところであり、引き続き、その充実に取り組んでいく必要がある。「心のノート」の内容や教員の指導力向上など、道徳教育の充実方策について検討を行うとともに、道徳教育の有効な指導方法や工夫を広く普及し、道徳教育の量とともに質の充実を一層図っていく必要がある。

いじめ等の問題への取組については、教育再生実行会議の第一次提言において、「学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。」とされているほか、先の国会で成立したいじめ防止対策推進法や教育振興基本計画においても、早期発見・早期対応に向けて教育相談体制の整備や学校全体での組織的な対応、警察を含む関係機関との連携を促進することとされており、一層の徹底を図っていく必要がある。

人権教育および体験活動については、いじめや暴力行為等の未然防止など児童生徒の健全育成への効果が期待されることから、例えば自然宿泊体験活動に限定されていた支援対象を広げ、社会奉仕や様々な層との交流に関わる体験活動も支援対象に含めるなど、適宜事業内容を見直しつつ、引き続き人権教育や体験活動の実施を推進する取組を実施していく必要がある。

また、被災県等からは継続的な対応の要望があることから、引き続き、被災地の具体的なニーズも踏まえつつ、被災した幼児児童生徒等に対して、切れ目のない心のケア等必要な支援を行っていく必要がある。



【行政事業レビューの指摘】

○行政事業レビュー(平成 25 年 8 月)

<一部改善>

生徒指導に関する調査研究

<現状通り、適切な事業>

人権教育開発事業

【行政評価・監視の勧告】

—

【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

【評価結果を踏まえた施策への反映方針】

(達成目標 1)

・教育再生実行会議の第一次提言において、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みにより教科化することが提言された。この提言を踏まえ、文部科学省に設置した「道徳教育の充実に関する懇談会」においては、「心のノート」の全面改訂や、教員の指導力向上及び道徳の教科化について検討している。これらの議論も踏まえ、人としてのよりよい生き方について考え、実践する力を育む道徳教育への抜本的改善・充実を図るため、新「心のノート」(仮称)をはじめとする道徳の教材の充実、効果的な指導方法の普及等による教員の指導力向上、家庭・地域との連携強化など地域に根ざした道徳教育の取組の支援を推進する。

(達成目標 2)

・いじめの未然防止を図るため、農山漁村等における自然体験活動、ボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動、交流に関わる体験活動など様々な体験活動を通じて、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育む取組を促進するために必要な予算を要求する。

・学校教育における人権教育の一層の推進を図り、児童生徒が人権の意義・内容等について理解するとともに、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、実践的な研究及び国レベルにおける指導方法の在り方等に関する調査研究・普及の事業を引き続き行うために必要な予算を要求する。

(達成目標 3)

・教育再生実行会議の第一次提言及び「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、国及び地方自治体におけるいじめ問題等に対応する支援体制の構築等に関する必要な予算を要求するとともに、「いじめ防止基本方針」を策定する。

(達成目標 4)

・被災県等からの継続的な対応の要望を踏まえ、引き続き、被災地の具体的なニーズも踏まえつつ、被災した幼児児童生徒等に対して、切れ目のない心のケア等必要な支援を行っていくために必要な予算を要求する。

【具体的な概算要求の内容】

(達成目標 1)

- ・新「心のノート」活用推進事業  
平成 26 年度概算要求額：804 百万円
- ・道徳教育パワーアップ研究協議会  
平成 26 年度概算要求額：102 百万円
- ・道徳教育地域支援事業  
平成 26 年度概算要求額：697 百万円

(達成目標 2)

- ・いじめ対策等総合推進事業  
平成 26 年度概算要求額：6,859 百万円
- ・人権教育開発事業  
平成 26 年度概算要求額：76 百万円

(達成目標 3)

- ・いじめ対策等総合推進事業【再掲】  
平成 26 年度概算要求額：6,859 百万円

(達成目標 4)

- ・緊急スクールカウンセラー等派遣事業  
平成 26 年度概算要求額：3,910 百万円
- ・東日本大震災にかかる教育復興支援加配定数  
平成 26 年度概算要求額：2,146 百万円

【具体的な機構定員要求の内容】

道徳教育の推進体制の強化に伴い、係長1名を要求

施策の予算額・執行額						
(※政策評価調書に記載する予算額)						
区分		23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
予算の状況 (千円) 上段：単独施策に係る予算 下段：複数施策に係る予算	当初予算	1,022,638	960,359 ほか復興庁一括 計上分 4,702,181	5,708,699 ほか復興庁一括 計上分 3,913,387	8,813,256 ほか復興庁一括 計上分 3,910,244	
		<1,893,566>	<1,847,568> ほか復興庁一括 計上分<0>	<1,856,242>ほか 復興庁一括計上 分<0>	<1,804,295> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	補正予算	3,365,836	682,965 ほか復興庁一括 計上分 0	0		
		<△9,649>	<△3,390> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0>		
	繰越し等	0	△732,824 ほか復興庁一括 計上分 0			
		<△2,144>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
	合計	4,388,474	910,500 ほか復興庁一括 計上分 4,702,181			
		<1,881,773>	<1,844,178> ほか復興庁一括 計上分<0>			
	執行額 (千円)		2,476,252	747,807 ほか復興庁一括 計上分 2,940,907		
			<1,751,288>	<1,560,846> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策・省内における検討会やその報告		
名称	年月日	関係部分抜粋
教育振興基本計画	平成25年6月14日閣議決定	第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策 ○基本施策2 豊かな心の育成 2-1 道徳教育の推進(p38) 2-2 人権教育等の推進(p38) 2-3 生徒指導体制及び教育相談体制の整備・充実(p39) 2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底(p39) 2-5 学校における体験活動及び読書活動の充実(p39) ○基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化 13-1 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進(p53) ○基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援 18-3 東日本大震災により被災した子どもたちに対する学習支援や心のケア(p62)

人権教育・啓発に関する基本計画	平成14年3月15日閣議決定 (平成23年4月1日一部変更)	第2章 人権教育・啓発の現状 第3章 人権教育・啓発の基本的在り方 第4章 人権教育・啓発の推進方策 第5章 計画の推進
いじめの問題等への対応について(第一次提言)	平成25年2月26日教育再生実行会議決定	1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。 3. 学校、家庭、地域、全ての関係者が一丸となって、いじめに向き合う責任のある体制を築く。 4. いじめられている子を守り抜き、いじめている子には毅然として適切な指導を行う。
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の平成23年改正附則	平成23年4月1日施行(改正部分)	第6項 平成二十三年東北地方太平洋沖地震により被害を受けた地域に所在する公立の義務教育諸学校・・・において、被災した児童又は生徒に関し、学習に対する支援を行うこと、心身の健康の回復のための特別の指導を行うこと等が喫緊の課題になっている事情に鑑み、国及び当該学校が所在する都道府県の教育委員会は、当該学校の教職員の定数に関し、当該事情に迅速かつ的確に対応するため必要な特別の措置を講ずるものとする。

### 指標に用いたデータ・資料等

#### 【達成目標1】

- ・「全国学力・学習状況調査」(作成：文部科学省)(公表時期：毎年度夏～秋頃)(対象期間：平成19～24年度)(所在：国立教育政策研究所ホームページ(URL：<http://www.nier.go.jp/10chousakekkahoukoku/index.htm>))
- ・「道徳教育実施状況調査」(作成：文部科学省)(作成時期：平成20年度)(対象期間：平成19年)(所在：文部科学省)
- ・「道徳教育推進状況調査」(作成：文部科学省)(作成時期：平成24年度)(対象期間：平成23年)(所在：文部科学省)

#### 【達成目標2】

- ・「全国学力・学習状況調査」(作成：文部科学省)(公表時期：毎年夏～秋頃)(対象期間：平成19～24年度)(所在：国立教育政策研究所ホームページ(URL：<http://www.nier.go.jp/10chousakekkahoukoku/index.htm>))
- ・「人権教育の推進に関する取組状況調査」(作成：文部科学省)(作成時期：平成21年)(対象期間：平成20年度)(所在：文部科学省)
- ・各都道府県・指定都市教育委員会における人権教育に関する取組の把握(作成：文部科学省)(作成時期：毎年秋頃)(対象期間：平成22年)

#### 【達成目標3】

「平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(作成：文部科学省)

(作成又は公表時期：毎年夏～秋頃)(対象期間：平成19～23年度)

(所在：文部科学省ホームページ(URL：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm)))

#### 【達成目標4】

- ・「スクールカウンセラー対応率」(作成：文部科学省)(作成時期：平成24年度)(対象期間：平成23年度)
- 「スクールソーシャルワーカー対応率」(作成：文部科学省)(作成時期：平成24年度)(対象期間：平成23年度)
- 「教員加配措置率」(作成：文部科学省)(作成時期：平成24年度)(対象期間：平成23年度)

#### 有識者会議での指摘事項

- ・いじめ・不登校という問題の解決にあたり、問題解決の方に視点が行って、生徒指導の本来の目的、学校本来の教育の目標実現の視点が薄れていく傾向がある。本来の教育目標である、豊かな心の育成自体を見失わない形で、評価・課題の解決を図って欲しい。
- ・いじめ等の問題行動への対応について、対応が効果的であったのか、今後検証をしていくことも必要。
- ・子供達に、命を尊重し、生き抜くということを正面にたてた教育をさらに強く行っていくべき。
- ・いじめは繰り返し起こるので、長期的視点で取り組むことが重要。

主管課(課長名)	初等中等教育局児童生徒課(白間 竜一郎)
関係課(課長名)	初等中等教育局教育課程課(塩見 みづ枝)、同財務課(池田 貴城)